



発行 東京都

目次

規則

○災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………（総務局総合防災部防災管理課）…一

告示

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…三

告示（選）

○政治団体の届出……………五

○政治団体の届出事項の異動の届出……………六

○政治団体の解散の届出……………〇

○資金管理団体の指定の届出……………三

○資金管理団体の届出事項の異動の届出……………三

○資金管理団体の取消しの届出……………四

公告

○東京都功労者表彰……………（政策企画局総務部秘書課）…五

○東京都名誉都民に選定した者の事績……………（生活文化局文化振興部文化事業課）…九

○砂利採取業務主任者試験の実施……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…三

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二件）……………（同）…三

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………（同）…三

○東京都立海上公園の有料公園の無料公開……………（港湾局臨海開発部海上公園課）…三

規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年十月二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十八年東京都規則第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（災害救助事務）

第二十四条 法第十八条第一項の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）の範囲及び限度額等は、別表第三のとおりとする。

別表第一 避難所及び応急仮設住宅の供与の部避難所の項救助の対象及び方法の欄第二号中「又は天幕を設営して」を「天幕を設営し、又はその他の適切な方法により」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

別表第一 避難所及び応急仮設住宅の供与の部避難所の項費用の種類及び限度額等の欄中第三号を削り、同部応急仮設住宅の項救助の対象及び方法の欄中「もの」の下に「建設し供与するもの（以下「建設型仮設住宅」という。）」、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「借上型仮設住宅」という。）又はその他適切な方法により」を加え、同項費用の種類及び限度額等の欄及び救助の期間の欄を次のように改める。

一 建設型仮設住宅

（一）建設型仮設住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、これら適当な

一 建設型仮設住宅

の設置については、災害発生の日から

<p>公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することを可能とする。</p> <p>(二) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、五百五十一万六千円以内とする。</p> <p>(三) 建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できるものとする。</p> <p>(四) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型仮設住宅として設置できるものとする。</p> <p>(五) 建設型仮設住宅の供与終了に伴う建設型仮設住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。</p> <p>二 借上型仮設住宅</p> <p>借上型仮設住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて前号(二)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。</p>	<p>二十日以内に着工しなければならない。</p> <p>二 借上型仮設住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。</p> <p>三 建設型仮設住宅及び借上型仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第三項又は第四項に規定する期限内とする。</p>
---	--

別表第一炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給の項中「住家に被害を

受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある」を「又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない」に、「千百十円」を「千百三十円」に改め、「ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に三分日以内を現物により支給する。」を削り、同表被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項救助の対象及び方法の欄中「含む。」の下に「以下同じ。」を加え、「船舶の遭難等」を「全島避難等」に、「喪失し、又はき損し」を「喪失又は損傷等により使用することができず」に改め、同項費用の種類及び限度額等の欄中「五、〇〇〇円」を「五四、九〇〇円」に、「六四、三〇〇円」を「六四、二〇〇円」に、「五三、〇〇〇円」を「五二、九〇〇円」に、「八〇、九〇〇円」を「八〇、八〇〇円」に改め、「（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。）」を削り、同表被災した住宅の応急修理の項中「五十七万六千円」を「五十七万四千円」に改め、同表学用品の給与の項中「床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。）により学用品を喪失し、又は損傷し」を「床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず」に、「の範囲内」を「以内」に、「四千三百円」を「四千四百円」に、「四千六百円」を「四千七百円」に、「五千円」を「五千五百円」に改め、同表埋葬の項中「二十一万四百円」を「二十一万二百円」に、「十六万八千三百円」を「十六万八千五百円」に改め、同表災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去の項中「一世帯当たり十三万四千八百円」を「区市町村内において障害物の除去を行つた一世帯当たりの平均が十三万五千円」に改め、同表救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の項中「避難」の下に「に係る支援」を加える。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三（第二十四条関係）

救助事務費に支出できる範囲	限度額等
救助事務費	救助事務費
救助事務費に支出できる範囲は、救助	一 各年度において、救助事務費に支出

の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の清算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。

- (一) 時間外勤務手当
- (二) 賃金職員等雇上費
- (三) 旅費
- (四) 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）
- (五) 使用料及び賃借料
- (六) 通信運搬費
- (七) 委託費

できる費用は、法第二十一条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る費用について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第四百四十三条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額に、次の表の上欄に掲げる国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額の区分に応じて、同表の下欄に定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。

国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額の区分	割合
三千万円以下の部分	百分の十
三千万円を超え六千万円以下の部分	百分の九
六千万円を超え一億円以下の部分	百分の八
一億円を超え二億円以下の部分	百分の七
二億円を超え三億円以下の部分	百分の六
三億円を超え五億円以下の部分	百分の五
五億円を超える部分	百分の四

二 前号の救助事務費以外の費用の額は、別表第一に規定する救助の実施のために支出した費用及び別表第二に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第九条第二項に規定する損失補償に要した費用の額、令第八条第二項に定めるところにより算定した法第十二条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第十九条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第二十条第一項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額とする。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

●東京都告示第五百三十九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

平成二十九年十月二日

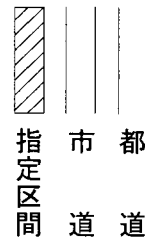
東京都知事 小 池 百合子

- 一 路線名 都道立川青梅線
- 二 指定する区間 立川市柴崎町六丁目百三十二番一地先から同市富士見町六丁目四十八番一地先まで
- 三 指定の概要 別図表示のとおり

別図

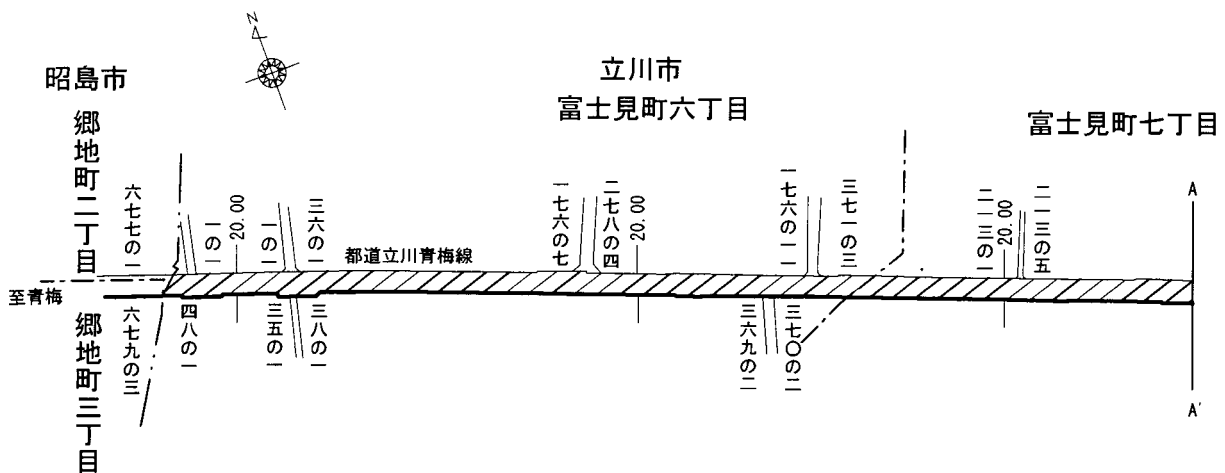
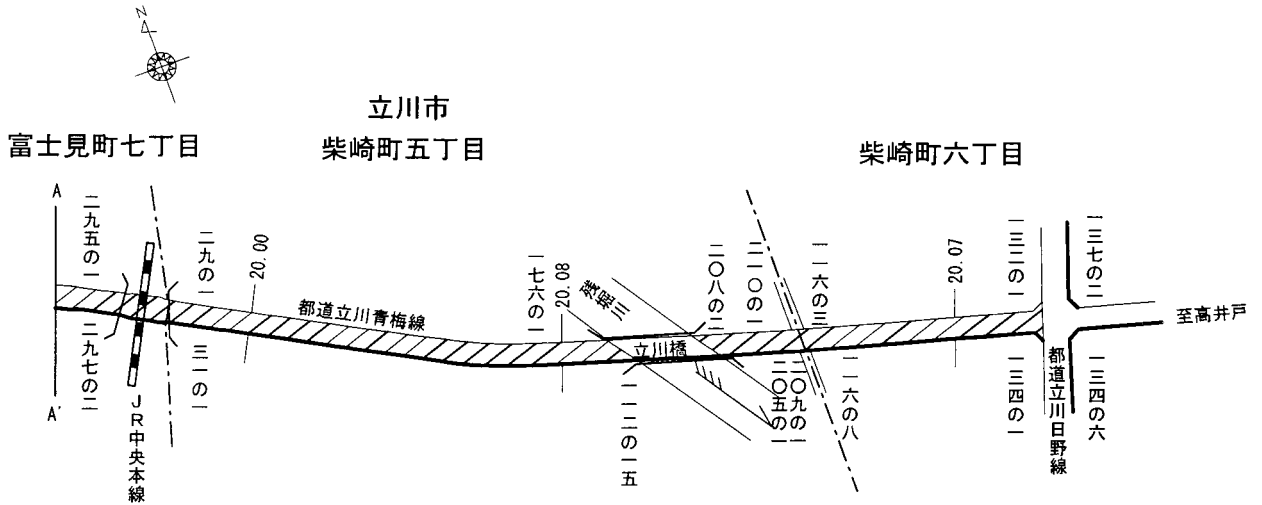
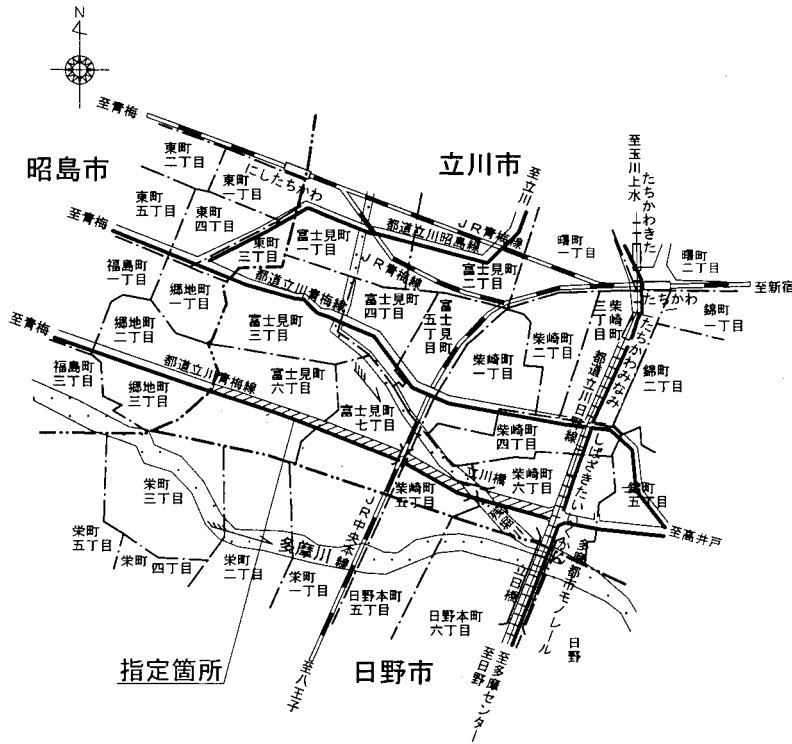
電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道立川青梅線

立川市柴崎町六丁目～富士見町六丁目



延長 一八五三・二二メートル

(電線共同溝予定名称 立川青梅・五号)



1 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）
 (1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
あおじまみ後援会	イザンベール 真美	石井 朝子	新宿区北新宿2-2-9	H29. 6. 6
阿部浩子を育てる会	阿部 浩子	渡辺 美喜夫	港区麻布十番2-4-1	H29. 6. 30
葛飾を愛する会	大理 則枝	清水 一	葛飾区立石4-13-4	H29. 6. 7
希望ファーストの会	齋藤 一恵	小林 義人	中央区日本橋人形町1-3-6	H29. 6. 7
葵龍会	加治 章	矢野 剛仁	港区南青山2-2-15	H29. 6. 26
近衛しおみ後援会	宮田 ますみ	宮田 ますみ	杉並区天沼2-11-14	H29. 6. 20
佐藤あつこ後援会「ちはやぶる」	佐藤 敦子	楠本 準三	中央区日本橋富沢町3-7	H29. 6. 22
島谷ひろのり後援会	尾辻 勝洋	石川 清次	日野市富士町1	H29. 6. 29
市民に国分寺市政をとりもどす会	梅原 利夫	佐藤 茉莉子	国分寺市東戸倉1-22-12	H29. 6. 12
清家あいサポーターズクラブ	田中 愛	清家 剛	港区西麻布4-11-28	H29. 6. 6
中央政経研究会	山田 久雄	関 政弘	中央区日本橋蛸殻町1-25-4	H29. 6. 16
土居範洋後援会	土居 範洋	土居 常記	稲城市矢野口2291	H29. 6. 9
都政をよくする小金井市民の会	金子 貞吉	長谷川 博道	小金井市緑町1-6-7	H29. 6. 8
都民ファーストの会おくざわ高広後援会	奥澤 高広	鴛海 秀幸	町田市成瀬が丘3-1730-3	H29. 6. 21
都民ファーストの会つじの栄作後援会	辻野 栄作	辻野 栄作	小金井市本町2-20-9	H29. 6. 9
西村えみ後援会	西村 恵美	大森 大	日野市大坂上1-30-16	H29. 6. 14
譽れの與月	越田 博俊	安藤 貴史	台東区上野3-17-2	H29. 6. 7
三浦しずかとサーラーズ・クラブ	三浦 静加	井上 豊	世田谷区下馬5-23-13	H29. 6. 12
もちだ清を育てる会	相川 輝彦	持田 清	日野市日野台2-32-14	H29. 6. 30
森山高至後援会	望月 秀一	米田 秀実	中央区築地6-21-3	H29. 6. 8

●東京都選挙管理委員会告示第百四十号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）。以下

告 示（選）

「法」という。第六条第一項（法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により政治団体の届出があったので、法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十九年十月二日

東京都選挙管理委員会

陽明の会	高橋 富代	高橋 富代	台東区元浅草3-12-10	H29. 6. 13
東京都歯科医師連盟立川支部	榎本 晴夫	戸田 永二	立川市錦町1-2-4	H29. 6. 22
都民ファーストの会足立区第一支部	馬場 信男	馬場 重雄	足立区古千谷本町1-9-4	H29. 6. 5
都民ファーストの会江東区第一支部	白戸 太朗	小谷 亮太	江東区木場2-6-7	H29. 6. 6
都民ファーストの会小金井市第一支部	辻野 栄作	辻野 栄作	小金井市本町2-20-9	H29. 6. 9
都民ファーストの会中央区第一支部	西郷 歩美	森谷 享二	中央区日本橋浜町3-3-1	H29. 6. 14
都民ファーストの会町田市第一支部	奥澤 高広	鷺海 秀幸	町田市成瀬が丘3-1730-3	H29. 6. 21

●東京都選挙管理委員会告示第四百一十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十九年十月二日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党板橋総支部	橘 正剛	主たる事務所の所在地	板橋区板橋 2-64-5	板橋区氷川町 44-9	H29. 1. 1
自由民主党昭島総支部	杉本 英二	主たる事務所の所在地	昭島市宮沢町 2-39-34	昭島市拝島町 1-18-10	H29. 6. 10
自由民主党新宿総支部	下村 治生	会計責任者の氏名	佐原 勇	宮坂 俊文	H29. 6. 5
自由民主党千代田総支部	堀田 康彦	代表者の氏名	堀田 康彦	内田 茂	H29. 4. 8
自由民主党東京都杉並区第三十五支部	庄司 玉緒	会計責任者の氏名	庄司 いずみ	伊田 明行	H29. 6. 1
自由民主党豊島総支部	堀 宏道	主たる事務所の所在地	豊島区西池袋 4-9-5	豊島区南池袋 2-12-8	H29. 6. 7
		代表者の氏名	堀 宏道	若狭 勝	H29. 6. 7
		会計責任者の氏名	石原 裕	佐藤 彰	H29. 6. 7
民進党東京都台東区支部	伊藤 榮晴	主たる事務所の所在地	台東区台東 3-36-3	台東区浅草 1-1-7	H29. 6. 12
		代表者の氏名	伊藤 榮晴	中山 寛進	H29. 6. 12
		会計責任者の氏名	山崎 泰	中山 雅子	H29. 6. 12
民進党東京都調布市支部	川畑 英樹	代表者の氏名	川畑 英樹	尾崎 大介	H29. 6. 12
		会計責任者の氏名	半田 京子	池谷 勝	H29. 6. 12
民進党東京都西東京市支部	森 信一	代表者の氏名	森 信一	石毛 泰道	H29. 6. 12
民進党東京都東久留米市支部	齋藤 実	代表者の氏名	齋藤 実	山下 太郎	H29. 6. 12
民進党東京都府中市支部	稲津 憲護	代表者の氏名	稲津 憲護	小山 有彦	H29. 6. 12

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体 (その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
麻布税理士政治連盟	水戸部 賢治	代表者の氏名	水戸部 賢治	久保 英明	H29. 6. 13
		会計責任者の氏名	出端 一吉	内田 恵子	H29. 6. 13
明日を応援する会	橘高 薫子	政治団体の名称	明日を応援する会	橘高かおるを応援する会	H29. 6. 29
荒川税理士政治連盟	千葉 哲範	代表者の氏名	千葉 哲範	岩倉 一久	H29. 6. 5

荒川税理士政治連盟	千葉 哲範	会計責任者の氏名	渡辺 信一	千葉 哲範	H29. 6. 5
海老澤由紀後援会	海老澤 由紀	主たる事務所の所在地	町田市南成瀬1-2-1	杉並区高円寺南1-6-6	H29. 4. 1
青梅税理士政治連盟	渡辺 晃	代表者の氏名	渡辺 晃	町田 長生	H29. 6. 9
蒲田税理士政治連盟	岡 実	代表者の氏名	岡 実	水野 重昭	H29. 6. 20
川田龍平を応援する会	汐見 稔幸	会計責任者の氏名	矢野 剛仁	中島 かほる	H29. 6. 16
菅直人を支援する弁理士有志の会	後藤 政喜	主たる事務所の所在地	新宿区新宿1-13-1	新宿区新宿2-3-10	H29. 6. 8
KMF MANAGEMENT	松田 公太	主たる事務所の所在地	新宿区四谷4-1	千代田区永田町2-1-1	H28. 7. 25
		国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	H28. 7. 25
佐々木たかし友の会	佐々木 貴史	主たる事務所の所在地	狛江市東和泉3-8-3	狛江市元和泉3-11-1	H29. 3. 17
渋谷税理士政治連盟	伊澤 清	代表者の氏名	伊澤 清	早田 仁憲	H29. 6. 12
		会計責任者の氏名	若杉 治	桑原 秀年	H29. 6. 12
世田谷税理士政治連盟	富田 稔	代表者の氏名	富田 稔	田川 修二	H29. 6. 9
		会計責任者の氏名	萩永 秀明	富田 稔	H29. 6. 9
東京都品川歯科医師連盟	服部 秀彦	代表者の氏名	服部 秀彦	家田 隆弘	H29. 6. 27
		会計責任者の氏名	古屋 宗孝	坂井 秀行	H29. 6. 27
東京都社会保険労務士政治連盟	柏木 弘文	代表者の氏名	柏木 弘文	富田 弘	H29. 6. 2
東京都柔道整復師政治連盟	伊藤 述史	代表者の氏名	伊藤 述史	春原 博	H29. 6. 4
都民ファーストの会	小池 百合子	代表者の氏名	小池 百合子	野田 数	H29. 6. 1
都民ファーストの会岡本こうき後援会	岡本 光樹	主たる事務所の所在地	千代田区神田和泉町1-9-1	国分寺市本多1-5-4	H29. 5. 31
		主たる事務所の所在地	国分寺市本多1-5-4	千代田区神田和泉町1-9-1	H29. 6. 9
都民ファーストの会西郷歩美後援会	西郷 歩美	政治団体の名称	都民ファーストの会西郷歩美後援会	歩み会	H29. 6. 14
		代表者の氏名	西郷 歩美	森谷 歩美	H29. 6. 14
都民ファーストの会白戸太朗後援会	白戸 太朗	政治団体の名称	都民ファーストの会白戸太朗後援会	ちがいをちからに変える会	H29. 6. 6

都民ファーストの会白戸太朗後援会	白戸 太朗	主たる事務所の所在地	江東区木場2-6-7	渋谷区千駄ヶ谷1-11-6	H29. 6. 6
都民ファーストの会ばば信男後援会	馬場 信男	政治団体の名称	都民ファーストの会ばば信男後援会	ばば信男後援会	H29. 6. 5
日本弁護士政治連盟東京本部	早稲田 祐美子	代表者の氏名	早稲田 祐美子	神 洋明	H29. 6. 2
		会計責任者の氏名	早稲田 祐美子	神 洋明	H29. 6. 2
練馬西税理士政治連盟	佐藤 弘毅	代表者の氏名	佐藤 弘毅	池島 邦雄	H29. 6. 16
練馬東税理士政治連盟	清水 順三	代表者の氏名	清水 順三	押野 恭寛	H29. 6. 20
八王子税理士政治連盟	遠藤 雅己	代表者の氏名	遠藤 雅己	伊保谷 徹	H29. 6. 16
東村山税理士政治連盟	森 政史	代表者の氏名	森 政史	公盛 健一	H29. 6. 9
		会計責任者の氏名	八代 智志	天野 浩	H29. 6. 9
本郷税理士政治連盟	矢田 勝久	代表者の氏名	矢田 勝久	吉川 利次	H29. 6. 16
		会計責任者の氏名	山口 武彦	増田 昌司	H29. 6. 16
向島税理士政治連盟	吉本 俊夫	代表者の氏名	吉本 俊夫	菊池 照雄	H29. 6. 7
武蔵府中税理士政治連盟	松山 晃	代表者の氏名	松山 晃	内山 治彦	H29. 6. 21
山内あきらの会	山内 和美	主たる事務所の所在地	品川区戸越6-3-4	品川区平塚1-13-10	H29. 4. 1
山本ひろみ後援会	山本 宏美	主たる事務所の所在地	葛飾区亀有1-13-6	葛飾区亀有3-29-1	H29. 6. 30
全日本不動産政治連盟東京都本部	中村 裕昌	会計責任者の氏名	石原 孝治	竹内 秀樹	H29. 6. 21
東京都医師政治連盟板橋区支部	水野 重樹	会計責任者の氏名	仁木 美奈子	渡邊 一征	H29. 6. 26
東京都医師政治連盟稲城支部	谷平 茂	代表者の氏名	谷平 茂	木村 栄成	H29. 5. 26
		会計責任者の氏名	力石 昭宏	篠塚 康英	H29. 5. 26
東京都医師政治連盟西東京市支部	指田 純	主たる事務所の所在地	西東京市田無町2-1-1	西東京市住吉町3-10-25	H29. 5. 26
		代表者の氏名	指田 純	石田 秀世	H29. 5. 26
		会計責任者の氏名	岸保 鉄也	指田 純	H29. 5. 26
東京都歯科医師連盟芝支部	佐藤 剛	会計責任者の氏名	阿部 謙	青木 雅司	H29. 6. 1

東京都社会保険労務士政治連盟城北統括支部	中尾 秀隆	主たる事務所の所在地	北区赤羽1-40-2	北区赤羽西1-36-14	H29. 3. 13
		主たる事務所の所在地	板橋区南常盤台1-22-7	北区赤羽1-40-2	H29. 6. 2
		代表者の氏名	中尾 秀隆	石和 信人	H29. 6. 2
		会計責任者の氏名	石和 信人	鳥田 竜士	H29. 6. 2
東京都社会保険労務士政治連盟臨海統括支部	佐藤 功	主たる事務所の所在地	品川区大井7-3-27	大田区鶴の木3-18-15	H29. 6. 2
		代表者の氏名	佐藤 功	富士野 淳	H29. 6. 2
		会計責任者の氏名	笹川 泰次	長沼 節雄	H29. 6. 2
都民ファーストの会北多摩第2区第一支部	岡本 光樹	主たる事務所の所在地	千代田区神田和泉町1-9-1	国分寺市本多1-5-4	H29. 5. 31
		主たる事務所の所在地	国分寺市本多1-5-4	千代田区神田和泉町1-9-1	H29. 6. 9
都民ファーストの会島しょ支部	山下 崇	政治団体の名称	都民ファーストの会島しょ支部	都民ファーストの会八丈島支部	H29. 6. 15

●東京都選挙管理委員会告示第百四十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七
七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があつた
で、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公
表する。

平成二十九年十月二日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
自由民主党東京都練馬区第二十五支部	高松 智之	H29. 6. 6
民主党東京都渋谷区支部	大津 浩子	H29. 6. 21

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者	解散年月日
阿部浩子を育てる会	阿部 浩子	H29. 6. 1
生きがい活かす会	大島 哲也	H29. 6. 7
KMF MANAGEMENT	松田 公太	H28. 12. 31
佐藤ゆかりを囲む税理士の会	本郷 孔洋	H28. 12. 31
清家あい後援会	田中 愛	H29. 6. 6
政経しん和フォーラム東京支部	小田 耕一郎	H29. 6. 20
中央政経研究会	山田 久雄	H29. 3. 31
日本絹人織織物振興連盟	渡邊 隆夫	H29. 5. 31
文京・生活者ネットワーク	勝本 千穂子	H29. 6. 7
東京都歯科医師連盟立川支部	榎本 晴夫	H29. 3. 31

●東京都選挙管理委員会告示第百四十三号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第九
 九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつ
 たので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称
 等を次のとおり公表する。

平成二十九年十月二日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出 をした者（代表者） の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
阿部 浩子	区議会議員	阿部浩子を育てる会	港区麻布十番2-4-1	H29. 6. 28
奥澤 高広	都議会議員	都民ファーストの会おくざ わ高広後援会	町田市成瀬が丘3-1730-3	H29. 6. 19
白戸 太郎	都議会議員	都民ファーストの会白戸太 朗後援会	江東区木場2-6-7	H29. 6. 6
田中 愛	区議会議員	清家あいサポーターズクラ ブ	港区西麻布4-11-28	H29. 6. 6
辻野 栄作	都議会議員	都民ファーストの会つじの 栄作後援会	小金井市本町2-20-9	H29. 6. 5
馬場 信男	都議会議員	都民ファーストの会ばば信 男後援会	足立区古千谷本町1-9-4	H29. 6. 5
廣瀬 真木	都議会議員	広瀬まき後援会	小金井市本町6-13-15	H29. 5. 10
三浦 静加	都議会議員	三浦しずかとセーラーズ・ クラブ	世田谷区下馬5-23-13	H29. 6. 11

●東京都選挙管理委員会告示第百四十四号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十
 九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の
 異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定
 により、次のとおり公表する。

平成二十九年十月二日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
海老澤 由紀	海老澤由紀後援会	主たる事務所の所在地	町田市南成瀬1-2-1	杉並区高円寺南1-6-6	H29. 4. 1
岡本 光樹	都民ファーストの会岡本こうき後援会	主たる事務所の所在地	千代田区神田和泉町1-9-1	国分寺市本多1-5-4	H29. 5. 31
西郷 歩美	都民ファーストの会西郷歩美後援会	主たる事務所の所在地	国分寺市本多1-5-4	千代田区神田和泉町1-9-1	H29. 6. 9
		公職の種類	都議会議員	区議会議員	H29. 6. 14
		政治団体の名称	都民ファーストの会西郷歩美後援会	歩み会	H29. 6. 14
佐々木 貴史	佐々木たかし友の会	代表者の氏名	西郷 歩美	森谷 歩美	H29. 6. 14
佐々木 貴史	佐々木たかし友の会	主たる事務所の所在地	狛江市東和泉3-8-3	狛江市元和泉3-1-1	H29. 3. 17
松田 公太	KMF MANAGEMENT	主たる事務所の所在地	新宿区四谷4-1	千代田区永田町2-1-1	H28. 7. 25
山本 宏美	山本ひろみ後援会	主たる事務所の所在地	葛飾区亀有1-13-6	葛飾区亀有3-29-1	H29. 6. 30

●東京都選挙管理委員会告示第百四十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第九
九条第三項第一号の規定による資金管理団体の指定の取消
し及び同項第二号の規定による資金管理団体でなくなった
旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に
より、次のとおり公表する。

平成二十九年十月二日

東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をし た者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
北村 佑実子	宮野ゆみこと一緒に未来を奏でる会	H29. 6. 13

2 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をし た者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でな くなった年月日
阿部 浩子	阿部浩子を育てる会	H29. 6. 1
田中 愛	清家あい後援会	H29. 6. 6
松田 公太	KMF MANAGEMENT	H28. 7. 25

公 告

東京都功労者表彰について

東京都表彰規則（昭和四十七年東京都規則第一百七十四号）第二条の規定に基づき、平成二十九年十月一日に表彰された方は、次のとおりである。

平成二十九年十月二日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は団体名	現住所又は所在地	五十嵐 誠	府中市	金巻 孝	江戸川区
		井口 昇	台東区	金子 倬巳	板橋区
[地域活動功労者]		石川 勝己	江戸川区	金子 正秀	品川区
		石倉 一郎	墨田区	鴨下 稔	足立区
		石黒 實	狛江市	川下 政信	足立区
池袋東地区環境浄化推進委員会	豊島区	井上 雅雄	大田区	川畑 英樹	調布市
世田谷防犯協会婦人部 婦人防犯指導員	世田谷区	今井 礼子	目黒区	菊池 太郎	武蔵野市
西東京市防犯協会	西東京市	榎 秀隆	新宿区	小関 栄壽	台東区
防犯活動機動部会	東村山市	大嵩崎 かおり	江東区	小安 勤	江東区
防犯この町清め隊	杉並区	岡村 哲夫	荒川区	齋藤 金造	中野区
秋山 とよ	杉並区	小川 孝	北区	酒井 澄	西東京市
浅見 裕康	福生市	奥野 倫子	日野市	坂田 英三	府中市
阿部 英勝	目黒区	郭 東仁	府中市	佐久間 修	稲城市
阿部 力也	世田谷区	片岡 嘉治	葛飾区	里中 郁男	豊島区
新井 邦夫	町田市	加藤 富保	大田区	塩原 継雄	板橋区
荒井 啓行	昭島市	加藤 廣高	墨田区	重永 邦敏	小金井市
安藤 充	大田区	加藤 洋右	中野区	嶋崎 秀彦	千代田区

次の方々は地域の振興に尽力され、特に優れた業績をあげられました。

島田 富一郎	北区	日原 政暉	東久留米市	水島 道德	台東区
志村 孝美	中央区	平賀 淳子	中央区	三橋 勝郎	国立市
白石 英行	文京区	平林 皓	大田区	宮崎 精太	日野市
高橋 毅喜	文京区	比留間 利蔵	府中市	宮崎 春代	世田谷区
高橋 倫正	町田市	福本 弘	新宿区	森 和彦	中央区
瀧島 愛夫	羽村市	藤井 たかし	練馬区	柳瀬 幸雄	八王子市
土屋 坦	三鷹市	藤枝 宏友	杉並区	八巻 康平	墨田区
外山 克己	豊島区	藤原 正範	多摩市	山崎 祐子	武蔵野市
長井 定江	千代田区	北城 貞治	荒川区	吉見 圭一	荒川区
中島 省吾	足立区	保科 義和	品川区	渡邊 今朝夫	小平市
中山 和政	三鷹市	堀越 克夫	葛飾区	渡辺 良治	八王子市
成瀬 義雄	八王子市	堀野 國雄	港区	[消防・災害対策功労者]	
萩尾 孝之	中野区	本多 健信	品川区	次の方々は地域消防の発展と防災意識の高揚に尽力され、特に優れた業績をあげられました。	
花田 勲	千代田区	前田 昇	新宿区		
彦坂 恵子	町田市	松島 道昌	板橋区	秋川防火女性の会	あきる野市

麻布消防団	港区	西尾 功	大島町	鈴木 弘昭	八王子市
奥多摩防火女性の会	奥多摩町	橋本 昌孝	江東区	須永 達雄	港区
羽村市消防団	羽村市	波多 智良	荒川区	関 善明	江戸川区
府中女性防火の会	府中市	濱田 丈司	荒川区	戸澤 爲利	豊島区
福生防災女性の会	羽村市	福田 廣光	品川区	中村 英一	大田区
三鷹女性防災リーダーの会	三鷹市	武藤 静芳	北区	福與 公秀	江東区
井上 利則	奥多摩町	山本 昌	世田谷区	古川 進一	世田谷区
上野 章	あきる野市	[税務功労者]		丸岡 千鶴子	中野区
大久保 幸一	府中市	次の方々は納税意識の高揚に尽力され、特に優れた業績をあげられました。		宮下 友良	墨田区
木村 栄作	世田谷区			八木 健一	文京区
小勝 伸太郎	足立区	相原 博	府中市	八木原 保	渋谷区
清水 保久	日の出町	阿部 巖文	台東区	山岡 景仁	千葉県市川市
筋野 明	小平市	荒井 宏二	板橋区	山口 貞二	文京区
鈴木 俊維	江戸川区	角田 善治郎	品川区	渡邊 喜一郎	足立区
田中 金一	中央区	角谷 幸男	千代田区		
中川 隆二郎	品川区	金山 宏	大田区		

[福祉・医療・衛生功労者]

次の方々は社会福祉と保健衛生の向上に
尽力され、特に優れた業績をあげられました。

岡山 千恵子	練馬区	鈴木 京子	江戸川区
加藤 慎一	府中市	高島 實	江戸川区
加藤 正仁	千葉県松戸市	高橋 文夫	葛飾区
金寿会	台東区	金子 弘志	足立区
小茂根寿光会	板橋区	木所 義博	小金井市
東京荒川ライオン ズクラブ	荒川区	久田見 正二郎	世田谷区
百々喜会老人クラ ブ	練馬区	倉治 康男	大田区
相田 尚文	文京区	元田 文治	品川区
青木 勝三郎	台東区	小島 正存	八王子市
秋本 重義	埼玉県新座市	小林 昭夫	江東区
天野 聖子	国立市	小林 宣昭	板橋区
石井 和子	江戸川区	近藤 常博	足立区
一瀬 信介	文京区	佐藤 裕子	世田谷区
伊藤 直利	多摩市	白井 耀子	国立市
稲垣 瑞恵	八王子市	白山 利雄	中野区
海老原 功	新宿区	杉田 廣	練馬区
			徳田 直久
			大田区

丸山 哲 千葉県千葉市

[教育功労者]

菌口 穰 世田谷区

本橋 助治 練馬区

次の方々は教育の振興に尽力され、特に
優れた業績をあげられました。

武田 信夫 千葉県千葉市

矢作 継男 江戸川区

田中 暎二 埼玉県志木市

山田 忠彦 杉並区

明角 喜與子 板橋区

出口 義人 日野市

山本 富司安 文京区

淡島 道子 世田谷区

中川 武夫 埼玉県さいたま市

吉田 利樹 大田区

安藤 浩一 江戸川区

中村 健 八王子市

[環境功労者]

次の方々は自然環境の保全と都市環境の
改善に尽力され、特に優れた業績をあげら
れました。

大坪 邦久 神奈川県横浜市

野崎 裕二 千葉県松戸市

大場 繁 世田谷区

増田 加代子 国分寺市

河井 達男 千葉県市川市

[文化功労者]

柏村 和子 八王子市

川谷 登喜子 練馬区

次の方々は文化の振興に尽力され、特に
優れた業績をあげられました。

高橋 好弘 立川市

窪田 武雄 世田谷区

畔上 能力 八王子市

玉虫 良彦 小平市

小坂橋 弘治 埼玉県戸田市

今井 京子
(日吉 三恵治) 府中市

花形 匡晃 世田谷区

西土 眞芳 江戸川区

軽込 章 荒川区

佐藤 政利 府中市

河合 正朝 台東区

清水 信一 西東京市

佐藤 眞 豊島区

砂田 厚美 荒川区

谷川 章雄	神奈川県川崎市	今泉 清隆	千葉県船橋市	榎本 安博	埼玉県草加市
[スポーツ振興功労者]		岡 睦美	国立市	神戸 裕行	葛飾区
次の方々はスポーツの振興に尽力され、特に優れた業績をあげられました。		菊池 清治	千葉県成田市	佐藤 博	大田区
王子グリーンテニスクラブ	杉並区	坂本 恒夫	文京区	猿田 武志	町田市
世田谷区バスケットボール協会	板橋区	田中 利雄	立川市	清水 とも子	足立区
東京障害者乗馬協会	東村山市	千々波 眞照	武蔵野市	千島 重昭	神奈川県横浜市
豊島区バレーボール連盟	豊島区	芳賀 文治	東大和市	中山 誠一	神奈川県相模原市
中野区なぎなた連盟	足立区	松岡 一二三	目黒区	平田 晃 (二代目平田竹峯)	豊島区
練馬区銃剣道連盟	練馬区	松田 仁	清瀬市	福田 儀陸	瑞穂町
羽村市ソフトボール連盟	羽村市	山本 正実	町田市	保志 雄一	世田谷区
日の出町体育協会	日の出町	[労働精励者]		増澤 かなな	墨田区
三鷹市野球連盟	三鷹市	次の方々は職務に精励され、特に優れた業績をあげられました。		宗政 由久	神奈川県横浜市
鈴木 公子	品川区	秋山 正子 (佐々木 正子)	豊島区	矢野 和明	千葉県松戸市
飯田 弘	昭島市	新井 誠記	八王子市	山田 英夫	埼玉県草加市
池亀 太郎	豊島区	伊藤 俊一	埼玉県狭山市	横田 義和	調布市

[産業振興功労者]		中村 健一	墨田区	竹内 章博	足立区
次の方々は産業の振興に尽力され、特に優れた業績をあげられました。		原田 政吾	神奈川県横浜市	平野 吉春	品川区
會津 健	神奈川県川崎市	福本 義朗	千葉県市川市	本多 健幸	杉並区
青木 義昇	千葉県松戸市	藤澤 俊三	神奈川県横浜市	山内 榮一郎	中央区
岡村 宣勝	杉並区	星谷 悦雄	北区	山口 利昭	北区
亀井 吉隆	江東区	三田村 ケイ子	北区	[技術振興功労者]	
菊宿 充久	板橋区	宮古 吉雄	千葉県市川市	次の方々は技術の振興に尽力され、特に優れた業績をあげられました。	
小宮 啓介	杉並区	矢島 弘之	台東区	金子 成彦	埼玉県川口市
米田 義章	千葉県船橋市	山下 真一	福生市	唐沢 好男	調布市
今野 浩好	足立区	山下 芙美子	八丈町	小林 洋一	埼玉県川口市
三枝 実	神奈川県海老名市	油木 大樹	埼玉県朝霞市	塩入 哲	埼玉県所沢市
沢田 義則	東久留米市	横山 正二	練馬区	下山 勲	練馬区
杉本 晃章	足立区	[都市づくり功労者]		城 和彦	昭島市
関本 吉成	渋谷区	次の方々は都市づくりの推進に尽力され、特に優れた業績をあげられました。		新野 秀憲	大田区
田中 幸晴	豊島区	岩澤 芳光	品川区	山本 敏裕	町田市

〔善行者〕

次の方々は献身的行為により、特に優れた業績をあげられました。

上野 宏昌	瑞穂町
小川 芳彦	練馬区
櫻田 洋	大田区
竹本 大地	瑞穂町
松田 清司	港区
宮崎 智大	瑞穂町
矢尾 涼介	板橋区
山口 勇造	足立区
山田 太一郎	板橋区
吉村 龍二	八王子市

東京都名誉都民に選定した者の事績について

東京都名誉都民条例（昭和二十七年東京都条例第七十六号）第三条の規定に基づき、平成二十九年十月一日に新たに東京都名誉都民に選定した者の事績は、次のとおりである。

平成二十九年十月二日

東京都知事 小 池 百合子

東京都世田谷区

有馬 朗人

昭和五年九月十三日、大阪府に生まれる。

昭和二十八年、東京大学理学部物理学科卒業後、同大学院に入学し、昭和三十一年、同大学原子核研究所助手となる。

昭和五十年、東京大学理学部教授、平成元年、同大学総長に就任する。

平成二年、天為俳句会を主宰し、俳誌「天為」を創刊する。平成八年から国際俳句交流協会会長を務める。

平成五年、「原子核の力学的模型と電磁相互作用の理論的研究」により日本学士院賞を受賞する。

同年、特殊法人理化学研究所（現国立研究開発法人理化学研究所）の理事長に就任する。

平成十年、参議院議員に当選、小渕内閣で文部大臣に就任し、翌十一年には科学技術庁長官を兼務する。

平成十二年、財団法人日本科学技術振興財団（現公益財団法人日本科学技術振興財団）の会長に就任する。

平成十六年、旭日大綬章を受章する。

平成二十二年、文化勲章を受章する。

平成二十九年、一般社団法人東京都俳句連盟会長に就任する。

氏は、長年にわたる原子核物理学の研究で優れた業績を残すとともに、俳人としても活躍し、都民・国民はもとより、世界の人々に日本人の感性や文化の魅力を伝えている。また、東京大学総長を務め、国政においては文部大臣として日本の教育振興に貢献した。

「ともかく努力せよ」をモットーとして、多方面にわたる活躍した氏の功績は多大であり、公共の福祉を増進し、学術の進展に寄与する姿は、広く都民が敬愛し、誇りとするところである。

東京都中央区

猪^い 谷^{がや} 千^ち 春^{はる}

昭和六年五月二十日、北海道に生まれ、二歳からスキーを始める。

昭和三十一年、第七回オリンピック冬季競技大会（コルチナ・ダンベツツオ）スキー回転競技で銀メダルを獲得し、日本人初の冬季オリンピックのメダリストとなる。

昭和三十四年、A I U 保険会社に入社し、平成十三年から平成二十年まで名誉会長を務める。

昭和五十七年、国際オリンピック委員会委員に就任、平成十七年に副会長、平成二十四年から名誉委員を務める。

昭和六十三年、紫綬^{じしゆ}褒章を受章する。

平成二十四年、一般財団法人東京都スキー連盟会長に就任し、平成二十九年から名誉会長を務める。

平成二十六年、一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（現公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会）顧問に就任

する。

同年、特定非営利活動法人日本障害者スキー連盟会長に就任する。

氏は、第七回オリンピック冬季競技大会（コルチナ・ダンベツツオ）で銀メダルを獲得し、日本のスキー界の発展に尽力してきた。引退後は、民間企業に勤める傍ら、長きにわたり国際オリンピック委員会委員としてスポーツ振興に寄与した。

常に夢と目標を持ち、スポーツ界、ビジネス界いずれにおいても、自身の立てた目標をたゆまぬ努力によつて実現させてきた氏の姿は、広く都民が敬愛し、誇りとするところである。

東京都新宿区

草^{くさ} 間^ま 彌^や 生^{よひ}

昭和四年三月二十二日、長野県に生まれる。十歳の頃から水玉と網目模様を用いた幻想的な絵を描き始める。

昭和二十七年、初個展「草間彌生 個展」を松本市で開催する。

昭和三十二年、単身渡米。翌年、シアトルからニューヨークへ活動の拠点を移し、巨大な平面作品や、ソフトスケルプチャー、鏡や電飾を使った作品を発表する。

昭和四十八年、帰国。以後、東京にスタジオを構え、美術作品の制作発表を続けながら、小説、詩集も多数発表する。

平成五年、第四十五回ヴェネツィア・ビエンナーレ日本代表に選出され、日本館で初めての個展形式の展示を行う。

平成十一年、東京都現代美術館で、ニューヨーク滞在時代の作品に日本での初期と帰国後の作品を加え、回顧展

「草間彌生 ニューヨーク／東京」を開催する。

平成十八年、第十八回高松宮殿下記念世界文化賞（絵画部門）を日本人として初めて受賞する。

平成二十三年から平成二十四年にかけて、欧米四都市を巡回する回顧展を開催する。

平成二十八年、文化勲章を受章する。

平成二十九年、国立新美術館で個展「草間彌生 わが永遠の魂」を開催、五十二万人が入場する。

氏は、水玉や網目模様などを用いた独創的かつ個性的な作品を次々と発表し、世界中で大規模な個展を開催するなど、前衛芸術家として長年にわたって活躍している。現在も革新的な芸術表現を求め、時代の最先端を走り続けている姿は、多くの人々を魅了するとともに、広く都民が敬愛し、誇りとするところである。

東京都港区

黒^{くろ} 柳^{やなぎ} 徹^{てつ} 子^こ

昭和八年八月九日、東京府（現東京都）に生まれる。

昭和二十八年、東洋音楽学校（現東京音楽大学）を卒業し、NHK専属のテレビ女優第一号として、NHK放送劇団に入団する。

昭和五十一年、「徹子の部屋」の放送を開始する。平成二十三年、「同一司会者によるトーク番組最多放送」回数記録としてギネス世界記録に認定され、平成二十七年には放送回数が一万回を超え、ギネス世界記録を更新する。

昭和五十六年、自らの幼少時代を描いた自伝的小説「窓ぎわのトットちゃん」を刊行。空前のベストセラーを記録（八百万部）し、世界三十五箇国で翻訳される。

この著書の印税を基に、「社会福祉法人トット基金」を

設立し、理事長として、社会福祉活動と聴覚障害者の劇団の育成、支援に意欲を燃やし、手話の普及にも努めている。昭和五十九年、ユニセフ（国際連合児童基金）親善大使に就任する。アジアやアフリカなどを訪問し、メディアを通して子供たちの困難な状況を伝え、世界に救済を訴える。平成三年、東京都文化賞を受賞する。

平成十四年、日中国交正常化三十年に当たり、希少動物であるジャイアントパンダの保護を目的として設立された日本パンダ保護協会の名誉会長に就任する。

平成二十七年、文化功労者に選定される。

氏は、テレビ草創期から第一線で活躍し、人間的な魅力と類いまれな話術で幅広い世代に親しまれ、都民はもとより多くの国民に愛されている。

また、「社会福祉法人トット基金」を設立するとともに、ユニセフ親善大使を務めるなど、福祉活動や社会貢献活動にも精力的に取り組んでいる。

長きにわたり、幅広い分野で活躍する姿は、人々に希望や活力を与え、広く都民が敬愛し、誇りとするところである。

砂利採取業務主任者試験の実施について

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成二十九年十月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 試験日時

平成二十九年十一月十日（金曜日）午前十時から正午

まで

二 試験会場

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都庁第二本庁舎三十一階特別会議室二十四

三 受験資格

特になし

四 試験方法及び試験科目

(一) 試験方法

筆記試験により行う。

(二) 試験科目

ア 砂利の採取に関する法令

イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

五 受験手続

(一) 受験案内書の配布

ア 配布期間

平成二十九年十月十日（火曜日）から同年十一月二日（木曜日）まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

イ 配布場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課及び各支庁

(二) 受験願書の受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成二十九年十月二十五日（水曜日）から同年十一月二日（木曜日）まで。ただし、東京都の休日に関する条例に定める休日を除く。

イ 受付時間

午前九時から午後五時まで。ただし、正午から午後一時までの時間を除く。

(三) 受験願書の受付場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）及び各支庁

(四) 提出書類

ア 受験願書（東京都で指定した様式）

イ 受験票（東京都で指定した様式）

ウ 写真（縦八センチメートル、横六センチメートルとし、六箇月以内に撮影した正面、上半身の無帽無背景のもの）

ア及びイの用紙は、受験案内書の配布場所で配布する。

(五) 受験手数料

八千円

六 問合せ先

東京都産業労働局商工部地域産業振興課
電話〇三（五三二〇）四六七〇

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう

とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年十月二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十九年十月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 ケーズデンキ横浜町田インター店
- 二 店舗所在地 町田市鶴間三丁目十四番地一
- 三 設置者名 株式会社ケーズホールディングス
- 四 設置者住所 茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号
- 五 変更前の設置者の代表者名 遠藤 裕之
- 六 変更後の設置者の代表者名 平本 忠
- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ケーズホールディングス ほか一名
- 八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ケーズホールディングス ほか一名
- 九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ケーズホールディングス
- 十 変更前の小売業者の代表者名 遠藤 裕之
- 十一 変更後の小売業者の代表者名 平本 忠
- 十二 変更日 平成二十九年六月二十七日
- 十三 届出日 平成二十九年九月六日
- 十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業

十五 縦覧期間

十六 縦覧時間

- 一 店舗名 ケーズデンキ稲城若葉台店
- 二 店舗所在地 稲城市若葉台二丁目十番二
- 三 設置者名 株式会社ケーズホールディングス
- 四 設置者住所 茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号
- 五 変更前の設置者の代表者名 遠藤 裕之
- 六 変更後の設置者の代表者名 平本 忠
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ケーズホールディングス
- 八 変更前の小売業者の代表者名 遠藤 裕之
- 九 変更後の小売業者の代表者名 平本 忠
- 十 変更日 平成二十九年六月二十七日
- 十一 届出日 平成二十九年九月六日
- 十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十三 縦覧期間 平成二十九年十月二日から平成三十

振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
平成二十九年十月二日から平成三十年二月二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

十四 縦覧時間

- 一 店舗名 アトレ恵比寿西館
- 二 店舗所在地 渋谷区恵比寿南一丁目六番一号
- 三 設置者名 みずほ信託銀行株式会社
- 四 設置者住所 中央区八重洲一丁目二番一号
- 五 変更前の設置者の代表者名 中野 武夫
- 六 変更後の設置者の代表者名 飯盛 徹夫
- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社シエルガーデンほか九名
- 八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社シエルガーデンほか九名
- 九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社シエルガーデン
- 十 変更前の小売業者の代表者名 藤森 敏和
- 十一 変更後の小売業者の代表者名 稲富 仁
- 十二 変更日 平成二十九年四月三日ほか
- 十三 届出日 平成二十九年九月十一日
- 十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十五 縦覧期間 平成二十九年十月二日から平成三十

十年二月二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

十六 縦覧時間
 十年二月二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年十月二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十九年十月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 ちらぼーと立川立飛
- 二 店舗所在地 立川市泉町九百三十五番一ほか
- 三 設置者名 株式会社立飛ホールディングス
- 四 設置者住所 立川市栄町六丁目一番地
- 五 変更前の駐車場の位置及び収容台数 店舗東側ほか 三千五十六台

- 六 変更後の駐車場の位置及び収容台数 店舗東側ほか 三千五十六台
- 七 変更前の駐車場の数及び位置 九箇所 店舗北側ほか
- 八 変更後の駐車場の数及び位置 八箇所 店舗北側ほか
- 九 変更日 平成三十年四月二十五日
- 十 届出日 平成二十九年八月二十四日
- 十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十二 縦覧期間 平成二十九年十月二日から平成三十年二月二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十九年十月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 阿佐谷西1号館
- 二 店舗所在地 杉並区阿佐谷南三丁目五十八番一号

- 三 設置者名 株式会社ジェイアール東日本都市開発
- 四 意見
- ア 聴取者 杉並区長
- イ 概要 意見なし
- ウ 収受日 平成二十九年八月三十一日
- 五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 六 縦覧期間 平成二十九年十月二日から同年十一月二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都立海上公園の有料公園の無料公開について

東京都海上公園条例(昭和五十年東京都条例第七号)第十五条第二号の規定に基づき、東京都立海上公園の有料公園を次のとおり無料公開する。

平成二十九年十月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 無料公開する有料公園 東京都立東京港野鳥公園
- 二 無料公開日 平成二十九年十一月十九日

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 七〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙のうえ
リサイクルできます。